

群馬労働局の取組 トピックス (令和6年12月11日配信)

- ①令和7年1月1日より、労働者安全衛生法関係の以下の報告は、電子申請による報告が 義務化されます。
- ②電子申請義務化に当たって、「労働者死傷病報告」の様式が改正されました。
- ③勤労者財産形成促進制度

発信者 雇用環境・均等室



- ●群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の 皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。
- ●ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 (027-896-4739)

①令和7年1月1日より、労働安全衛生法関係の以下の報告は、電子申請による報告が 義務化されます。

- ■労働者死傷病報告
- ■総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- ■定期健康診断結果報告書
- ■心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- ■有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- ■有機溶剤等健康診断結果報告書
- ■じん肺健康管理実施状況報告

(入力支援サービスへのリンク→)



電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



- ≪入力支援サービスを利用するにあたってのアカウント準備≫
- ◆ e-Gov(イーガブ)のアカウントを取得
- ◆ GビズIDを取得
- ◆ MicrosoftやGoogleアカウントをe-Govに共有

いずれかを利用

♥厚生労働省群馬労働局

②電子申請義務化に当たって、「労働者死傷病報告」の様式が改正されました。

【改正項目】

- ① 事業の種類
- ② 被災者の職種
- ③ 傷病名及び傷病部位
- ④ 災害発生状況及び原因
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格





①事業の種類

日本標準産業分類から該当する 細分類項目を選択してください。 (例) 製造業>食料品製造業>水産食 料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する 小分類項目を選択してください。 (例) 生産工程従事者>製品製造・加 工処理従事者(金属製品を除く)> 食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を 選択してください。

(例)傷病名:負傷>切断傷病部位:頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入し てください。 **Q**

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

旧様式では手入力(自由記入)であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、 分類の斉一を図ることとしました。

☆電子申請に必要なデータを入力し、「帳票入力データを保存する」を押せば、適時 にデータ保存ができます。

☆申請は「入力支援サービス」ページ内にある『申請する』ボタンを押せば完了です。 (労働基準監督署へ郵送、出向く手間が簡素化できます)

☆過去のデータを活用し、災害防止活動に利用できます。

☆過去に提出した報告書の管理が容易になります。

③勤労者財産形成促進制度





◆**勤労者財産形成促進制度(財形制度)**とは、給与からの天引きにより積立を行う 「財形貯蓄」や、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う 「財形持家融資」などにより、働く方の財産形成を国と事業主が支援する制度です。

◆財形貯蓄制度

勤労者が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から 天引き預金する方法により貯蓄を行う制度です。また、財形年金貯蓄及び財形住宅 貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられています。

◆会社にとってのメリット

従業員の生活の安定を支援し、従業員の仕事に対する モチベーションや企業への信頼感が高めることができます。 従業員の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的です。



<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunmaroudoukyoku/hourei seido tetsuzuki/koyou kintou/topics.html



